第三十七号の二十一様式（第六条の二十七関係）（Ａ４）

昇降機等検査員資格者証返納命令書

第　　号
年　　月　　日

様

地方整備局長
北海道開発局長　　印

建築基準法第12条の３第４項（同法第88条第１項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第12条の２第３項及び同法第88条第１項において準用する同法第12条の２第３項の規定により、昇降機等検査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

第五十一号様式（第十条の七関係）（Ａ４）

（略）

私は、建築基準適合判定資格者の登録を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（署　名）

地方整備局長
北海道開発局長　　殿

（略）

欠格

（削る）

１　禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたことがありますか。　ある□　ない□
　あるときは、その罪及び刑＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日　年　月　日

２　建築基準適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。　ある□　ない□
　取り消されたことがあるときは、その年月日　年　月　日

第三十七号の二十一様式（第六条の二十七関係）（Ａ４）

昇降機等検査員資格者証返納命令書

第　　号
年　　月　　日

様

地方整備局長
北海道開発局長　　印

建築基準法第12条の３第４項において読み替えて準用する同法第12条の２第３項（同法第88条第１項において準用する場合を含む。）及び同法第88条第１項において準用する同法第12条の２第３項の規定により、昇降機等検査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

第五十一号様式（第十条の七関係）（Ａ４）

（略）

私は、建築基準適合判定資格者の登録を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（署　名）

地方整備局長
北海道開発局長　　殿

（略）

欠格

１　後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。　いる□　いない□

２　禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたことがありますか。　ある□　ない□
　あるときは、その罪及び刑＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日　年　月　日

３　建築基準適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。　ある□　ない□
　取り消されたことがあるときは、その年月日　年　月　日